

海砂採取の全国的傾向

1. 砂利採取状況の推移

昭和46年度から平成16年度までの全国の砂利採取量は、年ごとにばらつきはあるが、昭和46年度から62年度までは採取量が増加し、それ以降は減少傾向にある(図1)。

砂利採取量のうち、海砂の採取量をみると、平成11年度までは概ね横ばいであるが、それ以降は急激に減少している。砂利採取量のうち海砂が占める割合をみると、平成11年度は26%であるが、平成16年度には12%と急減している。

なお、海砂採取量は瀬戸内海沿岸の11府県の採取量が非常に多い。全国の海砂採取量における瀬戸内海の割合は60~70%以上である。しかし、近年はやや減少傾向にある。

瀬戸内海沿岸の11府県については、砂利採取は海砂がほとんどであり、川・山砂は少ない。

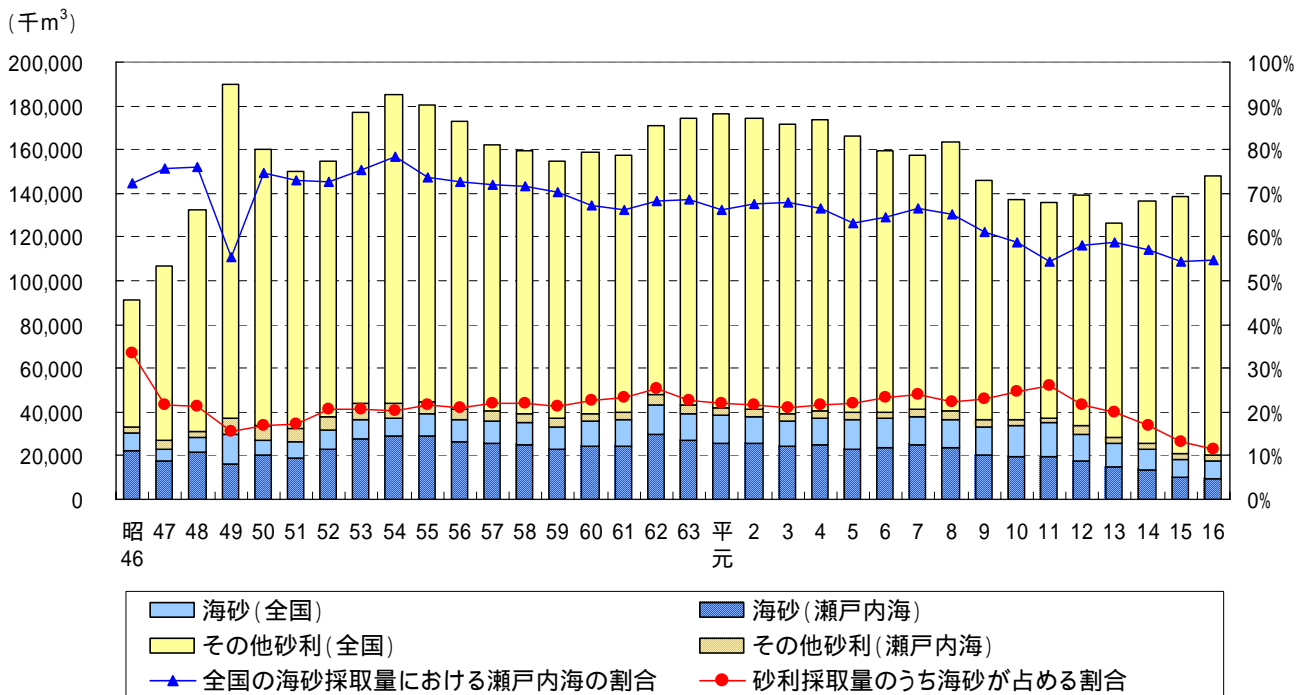


図1 全国の砂利採取量の推移(昭和46年度～平成16年度)

注1)。「砂利」とは、砂利、砂、玉石、玉石砕石をいう。

注2)。「その他砂利」とは、川、山、陸、その他の砂利の合計である。

注3)瀬戸内海とは、瀬戸内海沿岸11府県(大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県)の合計である。ただし、山口県、福岡県及び大分県の海砂採取量は、瀬戸内海海域以外を含んでいる。

注4) .数値は四捨五入してある。

出典:せとうちネット内資料(砂利採取業務状況報告書集計表 経済産業省、国土交通省)

2. 瀬戸内海沿岸の海砂採取の現況

瀬戸内海沿岸 11 府県の砂利採取状況を県別に見ると、平成 16 年度最も海砂採取量の大きい県は福岡県であり、ついで愛媛、香川、山口となっている。

ただし、瀬戸内海沿岸の 11 府県では、現在海砂採取を概ね禁止する方向にあり（表 1）、瀬戸内海の家砂採取量は今後さらに減少すると考えられる。

現在でも海砂の採取を許可しているのは福岡県、大分県、山口県であり、全く規制のない県は福岡県、大分県である。

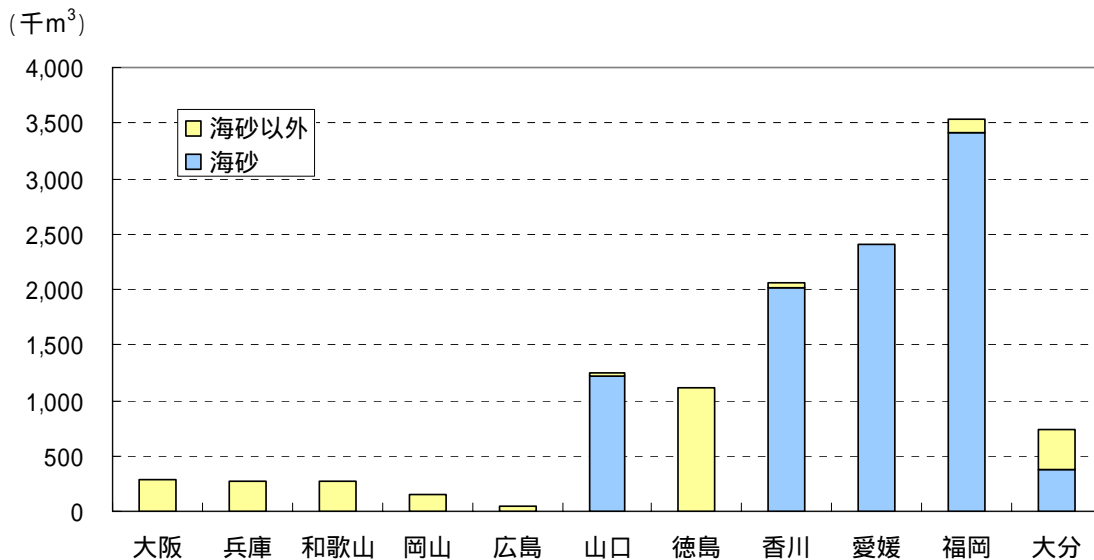


図 2 瀬戸内海沿岸 11 府県砂利採取量 (平成 16 年度)

注) 山口県、福岡県及び大分県の海砂採取量は、瀬戸内海海域以外を含んでいる。

表 1 瀬戸内海での府県別の規制状況 (平成 16 年度現在)

府県名	規制の状況
大阪府	採取認可の実績がない
和歌山県	採取認可の実績がない
兵庫県	昭和 51 年から採取を禁止
岡山県	平成 15 年度からの採取禁止を決定
広島県	平成 10 年 2 月、採取の全面禁止
山口県	響灘海域(瀬戸内海にかかるのは下関市蓋井島近海の一部)に限定して採取を許可
香川県	平成 17 年度からの採取禁止を決定
徳島県	昭和 53 年から採取を禁止
愛媛県	平成 18 年度からの採取禁止を決定
福岡県	瀬戸内海海域での採取を禁じていない
大分県	瀬戸内海海域での採取を禁じていない

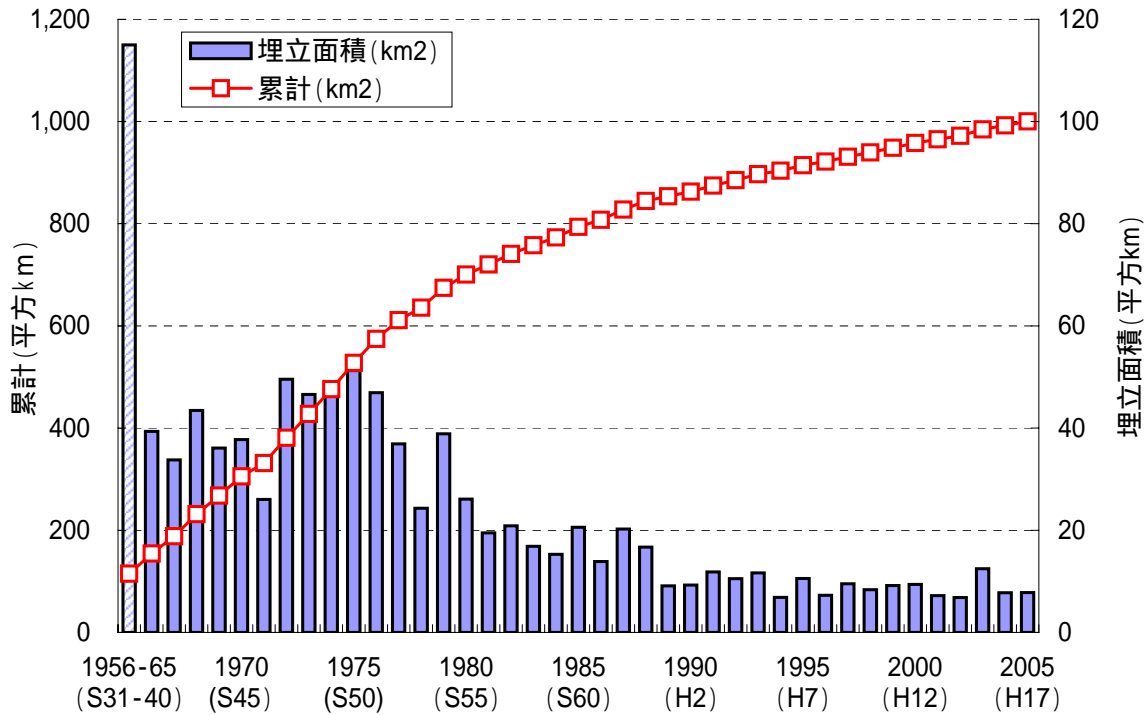
出典：Ship & Ocean Newsletter 第 70 号 ((財) シップアンドオーシャン財団)

山口県HP, 愛媛県HP等

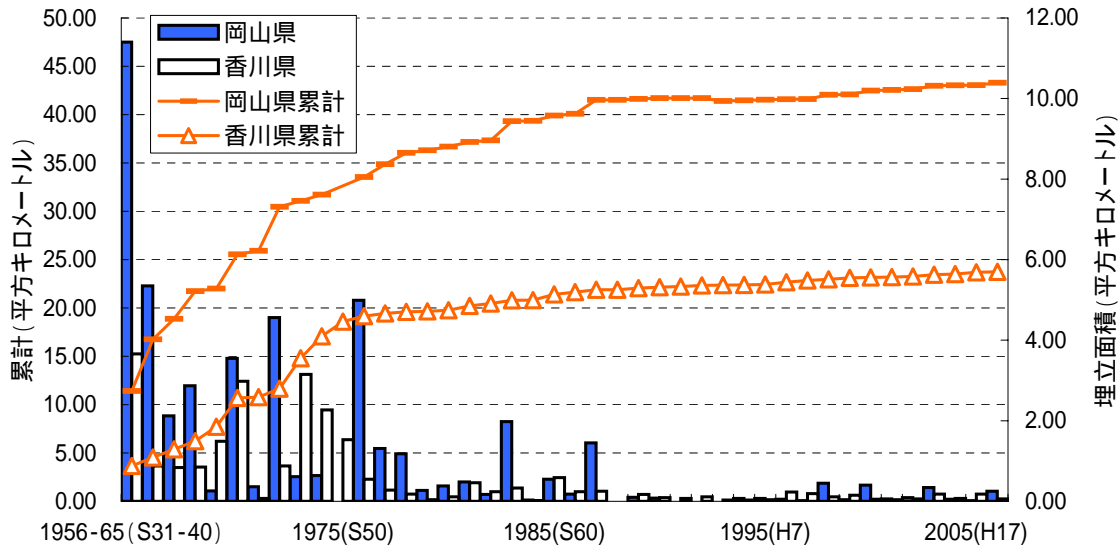
埋め立ての全国的傾向

埋め立ての面積は、昭和30～40年代に多く、近年は比較的安定的に推移している。

埋立面積の推移(全国)



岡山県と香川県の例



出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

注1：「埋立等」は、地方自治法第9条の5第1項の規定による都道府県告示(新たに生じた土地)。なお、北海道、宮城県、神奈川県及び鳥取県並びに愛知県の一部については、同法第153条第2項の規定による市町村長の告示。

注2：なお、岡山県と香川県の例では、両県の境界未定区域の数値を含まない。